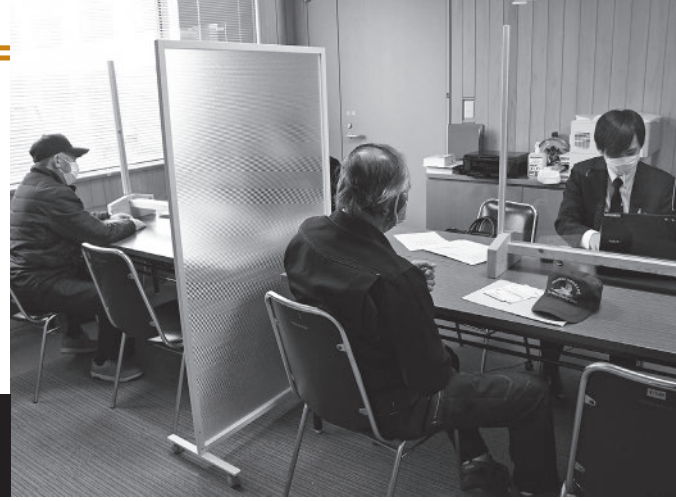


間もなく始まります

# 市・県民税の 申告相談

申告書の  
ダウンロードは  
こちらから



## 2月14日(火)~3月15日(水)

申告が必要と思われる皆さんへ、昨年の申告状況などを参考に、1月末までに申告案内を送付します。申告案内が送られていない方もフローチャートを確認のうえ、必要な方は申告してください（税務署から確定申告のお知らせが送付される方には市からの申告案内は送付しません）。なお、申告書用紙は税務課や地域局総務企画課、各地域センターに備えるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

問合せ

税務課

☎ 89・2126

地域局総務企画課 ☎ 73・2112

### 申告相談の前に次の項目が当てはまるかどうかご確認ください

● 営業等所得や不動産所得、農業所得がある方……

収支内訳書を送付します。あらかじめ収入と経費について項目ごとに記入し、関係書類（収支計算ノート、出荷証明書、領収書など）を併せて持参してください。

令和4年中に新たに事業を始めた方で、収支内訳書が送られていない場合はご連絡ください。

● 税務署で申告した方……

税務署で申告をした方は、市・県民税の申告は不要です。ただし、所得税がかからず、税務署から確定申告不要と言われた方は、市・県民税の申告が必要な場合があります。

● 譲渡所得がある方……

譲渡収入額が特別控除額以下になる場合でも、市・県民税の申告は必要です。

● 個人年金や満期保険金などの支払いを受けた方……

公的年金以外の生命保険契約などに基づく年金（個人年金）や生命保険などの一時金（死亡保険金・満期保険金・解約返戻金など）の支払いを受けた方は、申告が必要な場合があります。

● 市・県民税の申告で追加する控除がある方……

所得の分かる書類（源泉徴収票など）・所得控除を受けるための書類（生命保険料控除証明書、医療費控除の明細書など）を持参して申告してください。

## 申告が必要かどうか チェック!

スタート

令和5年1月1日現在、能代市に住んでいましたか？

1月1日現在の住所地に申告が必要な場合があります

※1 昨年中の収入がなかった方でも、世帯に国民健康保険、後期高齢者医療制度の加入者がいる場合や所得課税証明書が必要になる場合は申告が必要な場合があります。

昨年中に少しでも収入がありましたか？（遺族年金などの非課税所得の収入を除く）

申告案内が送られましたか？

※2 税法上の扶養とは…年末調整や確定申告などで扶養親族としていることをいいます。

所得税の確定申告書を税務署へ提出しますか？

昨年中の収入は公的年金のみですか？

収入は1カ所からの給与のみで、勤務先で年末調整をしましたか？

市・県民税の申告は不要と思われるます

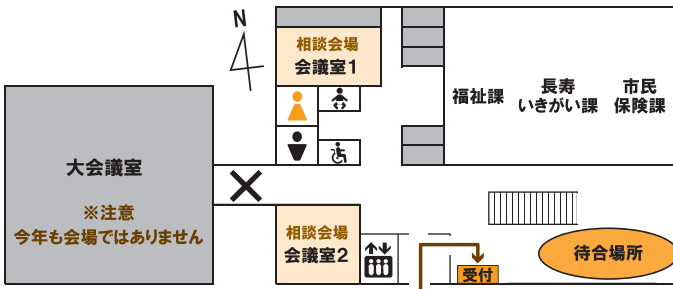
年金収入が  
・65歳以上（S33.1.1以前生）で148万円以下  
・65歳未満（S33.1.2以降生）で98万円以下ですか？

追加する控除（医療費控除など）がありますか？

申告が必要と思われるます

申告が不要と思われるます

〈市役所本庁舎 1階〉



申告相談の日程は  
次ページをご覧ください

●能代地域の  
申告相談会場について  
申告相談の受け付けは、昨年と同じく、市役所本庁舎1階の西側入口（国道101号側）で行います。会場内と待合場所は寒い場合がありますので、防寒対策のうえご来場ください。  
※相談会場には、待合場所から係員が誘導します。

**申告相談にお越しの方へ  
事前チェックリスト**

次の書類などを忘れずにご持参ください。  
下記チェックリストで持ち物を確認しましょう。

- 筆記用具
- 所得のわかる書類 ※源泉徴収票など
- 所得控除を受けるための書類  
※保険料控除証明書や医療費控除の明細書など
- マイナンバーカードまたは通知カード  
+ 本人確認書類  
※通知カードは、その記載事項（氏名・住所など）に変更がない場合、または正しく変更手続きが取られている場合に限りです。
- 本人名義の口座が分かるもの  
※還付申告の方のみ
- 税務署からはがきや封筒が送られている方はそのはがきなど

**厚手の上着など、防寒対策をお願いします。**

●申告会場での  
感染対策について  
会場ではこまめな換気や手指消毒、検温、問診の実施など感染症対策を講じています。が、来場の際は次の点にご注意をお願いします。

○次の症状などがある場合は  
入場できません

- 37・5度以上の発熱がある
- 咳などの風邪症状がある
- 2週間以内に新型コロナウイルス感染症患者との接触があった など

※感染拡大状況により、当該拡大地域へ2週間以内の往訪歴がある方の入場を制限する場合があります。

○感染対策を徹底しましょう  
会場入口で手指消毒をしていただき、会場内ではマスクの常時着用をお願いします。  
※当日の混雑状況により会場への入場を制限する場合があります。

ご協力お願いいたします



**能代税務署からのお知らせ**

●令和4年分確定申告について  
会場内の混雑緩和のため、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。入場整理券は会場当日配付しますがオンラインで事前発行も可能です。  
申告作成会場では、ご自身のスマートフォンにより、ご自身で申告書などを作成していただきますので、スマホとマイナンバーカードをお持ちください。  
場所 能代合同庁舎3階  
開設期間 2月16日(木)～3月15日(水)  
※土・日曜日、祝日除く  
開設時間 午前9時～午後5時  
問合せ 能代税務署 ☎52-6111  
※入場整理券配付時間は午前9時～午後4時  
※入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

新型コロナウイルスなどの感染防止の観点から、ぜひ、ご自宅からのe-Taxやスマホ申告をご利用ください。



確定申告特集ページ

**申告書を自分で作成された方へ**

郵送または窓口で提出できます。

- 提出書類**
- 内容を記載し、自署した申告書（日中連絡のつく電話番号を必ず記載してください）
  - 申告書の記入に使用した源泉徴収票、各種控除証明書 など
  - マイナンバーカード（両面）または通知カード+本人確認書類の写し  
※通知カードは、その記載事項に変更がない場合、または正しく変更手続きが取られている場合に限りです。
  - 住所・氏名を記入し、切手を貼った返信用封筒（申告書の控え・添付書類の返送を希望する場合）

提出先 税務課⑦番窓口、地域局総務企画課⑧番窓口  
(〒016-8501 上町1-3)

受付日時 2月14日(火)～3月15日(水)  
午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝日除く  
※窓口では受付時に申告相談や内容確認は行いません。  
また、所得税の確定申告書は受け付けできません。